

第1章 児童虐待相談の基礎知識

1 児童虐待とは

「児童虐待」とは、本来子どもをあたたく守り育てるべき親や親に代わる養育者が、子どもの心や体を傷つけ、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与える行為のことをいいます。虐待は、子どもに対するきわめて重大な人権侵害です。

また、児童虐待は、保護者が「しつけだから」、「子どものためを思って」などと、保護者の意図で判断されるものではありません。子どもの状況、保護者の状況、生活環境などから総合的に判断することが大切です。

子どもの「保護者」が対象

「保護者」とは「子どもを現に監護している者」を言います。場合によっては、祖父母やおじ・おばも保護者となることがあります。また、離婚した親権・監護権を有しない親や、同居していなくても頻繁に出入りしている親のパートナーなども、子どもにとって「保護者」に等しい存在である場合は、対象となります。

「しつけ」と「虐待」の違い

“保護者の意図に関わらず、子どもの立場から判断します”

児童虐待の見極めをする際に、「しつけ」なのか「虐待」なのかの判断に迷うことがしばしば問題視されます。しかし、「しつけ」と「虐待」は、同じ延長線上にあるものではなく、質的に違うものです。

親がよかれと思って「しつけ」をしているつもりでも、結果的に子どもの成長や発達に有害な影響を与えていけば、もはや「しつけ」とは言えず虐待と判断されます。

例えば、「しつけ」に暴力を使うと、確かに子どもはその場では従うかもしれませんが、それはただ怖いから従っているだけであり、子どもの心に染み入る「しつけ」になっているものではありません。また、「しつけ」に名を借りた暴力が続けば、子どもは「愛情＝暴力」として誤って認識してしまうこともあります。

虐待を考える上での大原則は、「子どもの心身の安全を守る」ということです。

「しつけである」とか、「良い子にするため」という保護者の意図とは関わりなく、子どもにとって有害であるか、子ども自身が苦痛を感じているか、という視点から、「しつけ」と「虐待」の違いを判断すべきです。

2 児童虐待の種類（児童虐待防止法 第2条）

児童虐待は、一般的に次のような4つのタイプに分類されますが、これらの行為は重複していることがよくあります。

児童虐待防止法では、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）が、その監護する児童（18歳未満の子ども）に対して行う以下の行為としています。

（1）身体的虐待

反復的・継続的な身体的暴行、または児童の身体に外傷が生じたり、生命に危険の恐れのある暴行を加えたりすることを言います。

- 外傷としては、打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭部外傷、刺傷、たばこによる火傷などがあります。
- 生命に危険のある暴行とは、首を絞める、殴る、蹴る、投げ落とす、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、冬に戸外に閉め出す、縄などにより一室に拘束する、体を激しく揺さぶる（※）などの行為があります。
体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われたりすることもあります。

※ 《乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken baby syndrome）》

新生児や乳幼児が、全身を強く揺さぶられたり、頭を打ち付けられることにより脳内部や頸部に損傷を負い、死亡したりすることがあります。

特に、2歳以下の子どもでは起こりやすく、普段の子育ての時にも十分に注意する必要があります。

体に傷や後遺症が残ったり、命そのものが奪われたりすることもあります。

（2）性的虐待

子どもにわいせつな行為をすること、または子どもにわいせつな行為をさせることを言います。

- 子どもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆や、子どもに性器や性交を見せること、子どもをポルノグラフィーの被写体にする、子どもの目の前でポルノビデオを見せるなどの行為があります。

性的虐待は、子どもに深刻な精神的問題や行動上の問題を生じさせる可能性が高いと考えられます。場合によっては、望まない妊娠や、異性や性に対して極端な嫌悪感を抱くようになったり、安易に性行為を通じて対人関係をとりとうしたりするなど、心と体に大きな傷を残します。

(3) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト）

子どもの心身の健やかな発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、看護の怠慢、児童の安全に対する不注意や無関心、あるいは保護者以外の同居人の虐待行為を放置することを言います。

- 子どもの健康・安全への配慮を怠っていることとして、例えば、家に閉じ込める、子どもの意に反して学校に登校させない、治療が必要な病気になっても病院に連れて行かない、乳幼児を家に残したまま度々外出する、乳幼児を車の中に放置するなどがあります。
- 子どもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など）。
- 適切な食事を与えない、下着など長時間ひどく不潔なままにする、極端に不潔な環境の中で生活させるなど、食事や衣服、住居などが極端に不適切で、健康状態を損なうほどの無関心・怠慢なことを言います。
- 子どもを遺棄すること、一緒に暮らしている人が子どもを虐待しているのに、親が見て見ぬふりをすることなども含まれます。

発達・成長が遅れることがあります。極端な場合、栄養失調や脱水症状で死に至ることもあります。

(4) 心理的虐待

児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者への暴力（ドメスティック・バイオレンス、略して「DV」）その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことを言います。

- 言葉による脅かし、脅迫など
 - 子どもを無視したり、拒否的な態度を示すなど。
 - 子どもの心や自尊心を傷つけるような言葉を繰り返し言う。
 - 他のきょうだいとは著しく差別的な扱いをする。
 - 子どもの目の前で行われる配偶者への暴力（DV）など。

心に傷を負い、おびえや不安、うつ状態、自己否定感、無感動・無反応、強い攻撃性などを示すようになります。

3 児童虐待の判断と重症度

最重度虐待 (生命の危険)	身体的虐待によって生命の危機に関わる受傷、ネグレクト等のための衰弱死の危険性があるもの
重度虐待	今すぐには生命の危険はないと考えられるが、現に子どもの健康や成長、発達等に重要な影響が生じているか、生じる可能性のあるもの ① 継続的医療を必要とするほどの外傷がある（幼児で打撲傷がある、裂傷、目に傷がある）場合 ② 成長障害や発達遅延が顕著である場合 ③ 生存に必要な食事、衣類、住居が与えられていない場合 ④ 明らかな性行為がある場合 ⑤ 家から出してもらえない、部屋に閉じ込められている場合
中度虐待	継続的な治療を要する程度の外傷や栄養障害はないが、長期的に見ると子どもの人格形成に重大な問題を残すことが危惧されるもの ① 今までに慢性的にあざや傷痕ができるような暴力を受けていたり、長期に渡って、身体的・情緒的にネグレクトされていたために、人格形成に問題が残りそうな場合 ② 現在の虐待が軽度であっても、生活環境等の育児条件が極度に不良なため、自然経過ではこれ以上改善が望めそうもなく、今後の虐待の増強や人格形成が危惧される場合 ③ 親に慢性の精神疾患（統合失調症、気分障害、精神遅滞、アルコールや薬物依存等）があり、子どもの世話ができない場合 ④ 長時間大人のいない家に置き去りにしている場合
軽度虐待	実際に子どもへの暴力があり、親や周囲の者が虐待と感じているが、一定の制御があり、一時的なものと考えられ、親子関係には重篤な病理がみられない ① 外傷が残るほどではないが、暴力行為があるもの ② 子どもの健康問題が起きるほどではないが、ネグレクト傾向がある場合
虐待の危惧あり	暴力やネグレクトの虐待行為はないが、「叩いてしまいそう」、「世話をしたくない」等、子どもへの虐待を危惧する訴えがあるもの

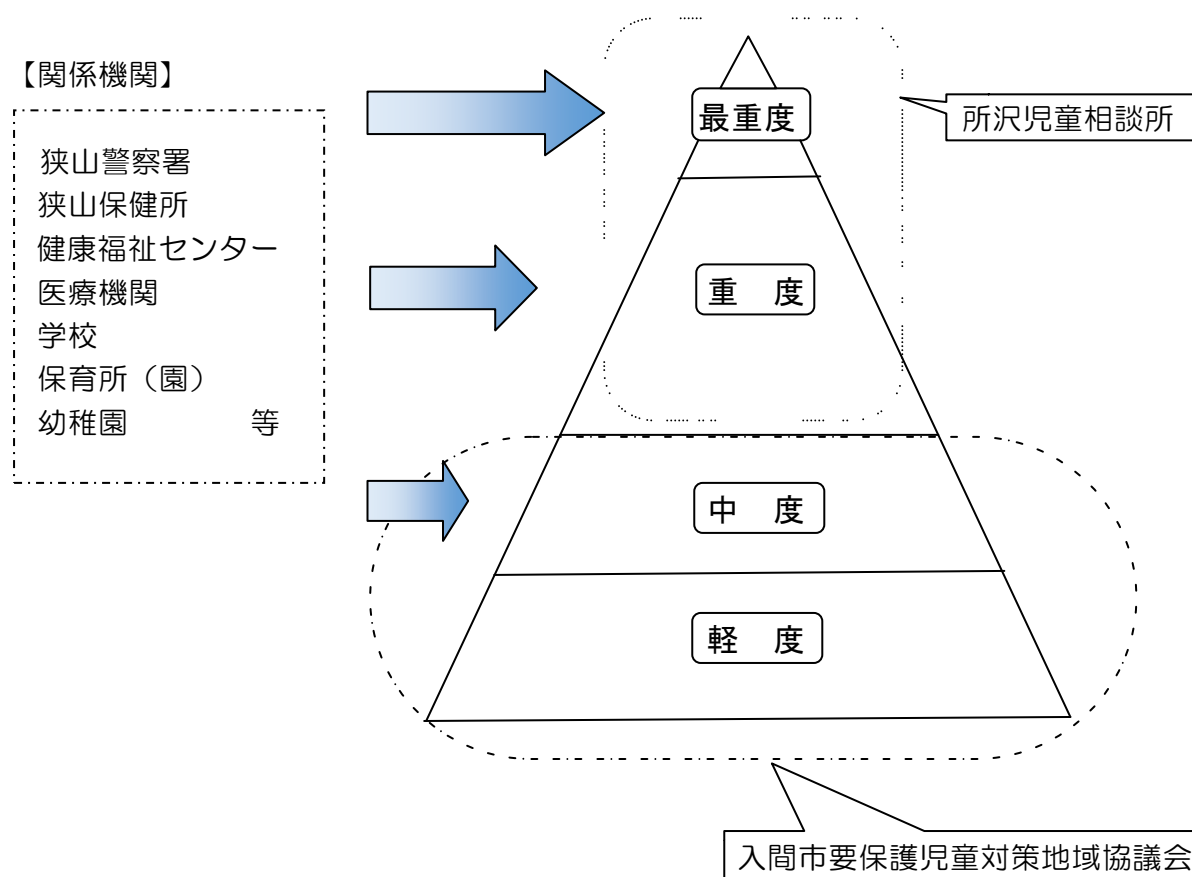
重症度判定基準補足：子どもの状況、母親及び父親等養育者の社会心理的状況、地域社会等環境要因を加味し、他の要素と関連させて重症度のランクを一ランクあげる等、柔軟に考えます。

4 実施機関（所沢児童相談所・入間市）の基本的役割

所沢児童相談所	より高度で専門的な対応、法的対応が必要なケースに重点的な対応 （市援助、相談援助、心理判定、一時保護、措置等）
入間市	一義的相談窓口 （子育て支援、養育相談、早期発見、地域での見守り等）

※児童福祉法第10条（市町村の業務）、第11条（都道府県の業務）

図：児童虐待の重症度と各機関の関係



5 虐待が起きる背景（要因）

児童虐待は、さまざまな要因が絡み合って発生すると考えられます。特定の要因だけが虐待を引き起こす原因と判断することなく、虐待が起きている家庭が抱えている問題や家族の背景などから捉えていく必要があります。

家庭の状況

夫婦関係が不安定な場合や経済的な困窮を抱えている場合などで、家庭内に過度のストレスが高まると虐待が発生しやすくなります。また、アルコール依存や精神的な問題を抱えていた場合には家庭内が不安定になり虐待が起こる場合もあります。

社会からの孤立

核家族化などで、身近に交流できる相手や子育ての悩みを相談できる人がいないことで悩みを抱え込んでしまい、育児ストレスが増加して子どもにあたってしまうことがあります。また、周囲からの孤立により虐待の発見を遅らせ、虐待を深刻化させたりすることもあります。

子ども自身の要因

子どもが病気や障害を持っていたり、よく泣いたり、食べなかったりするなどのいわゆる「手のかかる子」「育てにくい子」の場合は、親がその対応に追われて、余裕がなくなったり、子どもに拒否的感情を持ち、虐待をしてしまう場合があります。

親と子どもの関係

児童虐待では、きょうだいの中の特定の子どもだけが虐待の対象となる場合があります。

例えば、病気などにより出産直後から長期間入院していて、その間母子分離状態にあると、その子どもに愛情を感じられなくなったり、虐待をしてしまう場合があります。

親の生育歴

虐待者の中には、子どもの頃に虐待を受け、人への信頼関係を持ちにくく、また、自己評価も低いなど、安定した人間関係が築けない人が見られます。暴力を受けた体験は、自分が子どもを育てるときに無意識のうちに再現しやすく、子どもに暴力をふるう場合があります。また、親から得られなかった愛情と信頼を我が子との関係で満たそうとし、子どもが自分の期待どおりに応えてくれないと見離された気持ちになり、虐待をしてしまう場合があります。

これらの要因は、あくまでも虐待発生の可能性を高める要因（リスク要因）であり、このリスク要因が絡み合ったときには、虐待へ発展しやすいということですが、リスク要因があるから必ず虐待を引き起こすということではありません。若い保護者であっても健やかな子育てをしている人はたくさんいます。また、過去に虐待を受けた経験を持つ保護者、障害や慢性疾患のある子どもの保護者についても、健全な親子関係の中で子どもを育てています。リスク要因があるからといって、短絡的に虐待へ結びつけることは慎まなければなりません。

6 虐待が子どもに及ぼす影響

虐待を受けた子どもの心や体には、計り知れない深い傷が残ります。

最も身近な存在である保護者との間の基本的な信頼関係が損なわれるため、人格形成にも重大な影響が生じる可能性もあります。

時にその影響は、次世代にも及ぶことも指摘されています。

(1) 身体的な影響

① 頭部外傷、頭蓋内出血、骨折、窒息、火傷

頭部や胸部は、外傷が目立たなくても致命傷になる場合があります。

② 発育不全（低身長、低体重）

ネグレクトや心理的虐待により成長ホルモンが抑えられた結果、身長や体重が増加せず、発育不全に陥る場合があります。

「愛情遮断症候群」

幼児期に母性愛を得られなかった子どもは、しばしば体・知能・性格などに障害をきたします。無関心・逃避・破壊的行動など性格的な歪みが目立ち、表情を出さずにじっと相手を見つめる顔つきを見せることもあります。精神発達の遅れ・栄養不良や低身長など心身両面に障害があらわれ、食事・排出・睡眠などに異常行動を示すこともあります。

(2) 知的発達への影響

① 知的発達の遅れ

身体的傷害の後遺症により知的障害が生じたり、ネグレクトにより必要な社会的刺激が与えられない結果、中枢神経の発達に影響を及ぼす場合があります。

知的発達の問題は、さまざまな認知機能（知覚・記憶・思考・判断）の問題も生じることがあります。

(3) 精神面への影響

① 自己評価の低下

自分をダメな人間と捉え、自己評価が低くなったり、自分自身の存在を否定する場合があります。

② 心的外傷後ストレス障害（PTSD）

虐待で受けた心の傷（トラウマ）は、適切な治療を受けないまま放置されると将来にわたって心的外傷後ストレス障害（PTSD）として残り、思春期に至って問題行動としてあらわれる場合があります。対人恐怖、不安症状、抑うつ状態など精神症状や心理的反応を引き起こす場合があります。

(4) 行動面への影響

①現実の世界からの逃避

保護者から暴力を受けた子どもは、暴力で問題を解決することを学習し、学校や地域で粗暴な行動をとるようになり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、欲求のままに行動する場合があります。また、空虚感を解消するため万引きや過食、アルコール・薬物依存症に至る場合があります。

(5) 感情面への影響

①感情のコントロール障害

些細なことで怒りを爆発させたり、破壊的な行動を起こす場合があります。

②感情の抑制

虐待を回避するために大人の顔色を窺ったり、大人の意図要求を察知して行動し、子どもらしい感情を抑制する場合があります。一見よくできた子どもに思える一方で、思春期等に問題が生じることもあります。

(6) 虐待の世代間連鎖

①虐待の世代間連鎖

虐待をする保護者の中には、自分が子どもの時に虐待を受けていたという人が少なくありません。子どもの頃の虐待の体験は、大人になって自分の子育てをする時、無意識のうちに自分の子どもに対して虐待をしてしまう場合があります。

(7) DV家庭における子どもへの影響

暴力を目撃したことによって、子どもに様々な心身の症状が表れることがあります。

また、暴力を目撃しながら育った子どもは、自分が育った家庭での人間関係のパターンから、感情表現や問題解決の手段として暴力を用いることを学習することもあります。

さらに、DVのある家庭は、配偶者等が子どもを虐待していても、母親が子どもを守ることができないなど、子どもを守る機能が弱いことが指摘されています。

参考 マルトリートメント（不適切な養育）

「マルトリートメント」とは、身体的暴力、不当な扱い、明らかに不適切な養育、事故防止への配慮の欠如、言葉による脅かし、性的行為の強要等によって、明らかに危険が予測されたり、子どもが苦痛を受けたり、明らかな心身の問題が生じているような状態をいいます。

“大人の子どもへの不適切なかかわり”を意味し、児童虐待を広くとらえた概念で、諸外国では、「マルトリートメント」という概念が一般化しています。

7 虐待対応の基本的視点

(1) 迅速な対応が必要

児童虐待にはいろいろな場面が想定されますが、ケースによっては生命に危険が及ぶこともあり、猶予の許されない緊急な対応が求められることとなります。

特に迅速な対応としては、

- 子どもの安全確認に関しては、児童相談所運営指針では「迅速な対応を確保する観点から「48時間以内とする」ことが望ましい」と明記されており、「48時間ルール」として原則複数職員による直接目視を行わなければなりません。
- 子どもの安全確保を最優先で考えなければならず、親子分離が必要と判断した場合には、速やかに児童相談所へ送致し一時保護による安全を図ります。
- 初期の調査では不備な点も多く、緊急性を判断できない場合もあるので、迅速な調査が重要となります。
- 虐待は、24時間365日、夜間や休日に関係なく起こりうるものです。市に通告があった場合、警備員や当直等が受け、すぐに担当者に連絡するなどの通報連絡体制を整備します。また、緊急連絡先（児童相談所全国共通ダイヤル、休日夜間児童虐待通報ダイヤル、狭山警察署等）の周知を図る必要があります。

(2) 組織的な対応が必要

相談や通告があれば、その日のうちに緊急受理会議を開催し、その後の対応、調査やアプローチの方法を検討することとなります。

その場合には、

- 主管となることも支援課内で協議を行いますが、直接関わりのある関係部署（母子保健担当課、福祉担当課、教育委員会など）から予め情報収集しておくことで、多面的で的確な判断を行うことができます。
- 対応や方針は会議で決定することとし、担当者一人で判断することは絶対に避けます。

(3) 保護者への支援が必要

児童虐待が発生する家庭には、経済問題、両親間を含めて家族内の人間関係、病気など様々な問題を抱えていることが多く見られます。保護者の精神疾患などから子どもとの関わりに不安を持っていたり、愛情を感じながらも保護者の未熟さから養育方法を知らずに焦りから虐待をすることも少なくありません。

また、虐待相談の9割は「在宅支援」を行っている状況の中で、多くの家庭では虐待した保護者と子どもと一緒に日々の生活を送ることとなります。このため、保護者に対しては、犯人的な捉え方ではなく、保護者が変わるための支援が重要となります。

保護者支援のためには、信頼関係を構築する必要があり、援助者側はできるだけ冷静に対応し、保護者理解に努めながら関係を作るようにします。

しかし、保護者との関係をつけようと思うあまり、虐待を仕方のないことと認めてしま

ったり、援助者が保護者の代理的に行動することになるような要求を受け入れたりすると、援助者の方がコントロールされてしまうので注意が必要です。

保護者が子どもに対してどう関わられるのか、援助者はそれをどう応援していけるのかという立場をいつも忘れないようにしなければなりません。

そのためには、

- 保護者を責めることをしないで、相手を理解する姿勢で接します。
- 「こうあってほしい」という保護者なりの子ども像を掴み、保護者の現実の行為がそのために役立っているかどうかを伝えていきます。
- 改善や解決できたことを共感し、誉めながらできることを増やしていきます。
- 援助者側ができること、できないことを明確に伝えます。

(4) 子どもに対する支援の基本

虐待を受けている子どもにとって最も必要な支援とは、安全と安心が確保されることです。また、子どもたちが虐待行為を受けてから、または不適切な養育環境におかれてからの期間、虐待行為の程度などにより、子どもたちには多様な状況が表れます。

人への不信感や恐怖心、不安感を抱いています。更に親をはじめとする家族からの叱責、その他の大人からの否定的な対応を受けることにより、自己肯定感が見られず評価が低くなっている子どもも多く見られます。

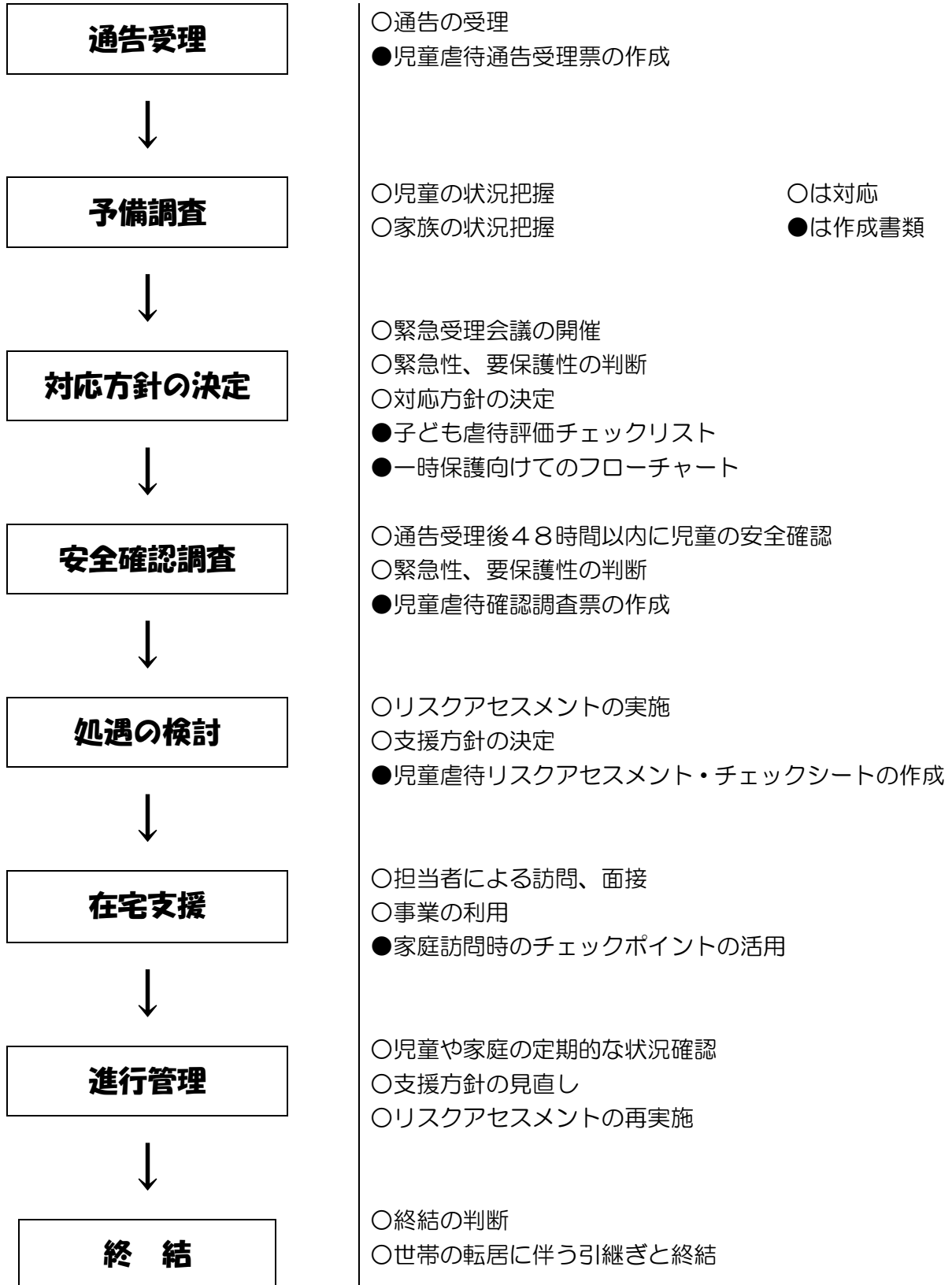
そのため、

- 保護者との信頼関係も大切ですが、心身の危険性を認める場合には保護者の意向に反しても、親子分離（一時保護）により安全を確保することになります。
- 子ども自身がかけがえのない存在として、認められ、守られているという安心感を覚えられるよう、関わりを見守っていくことが求められます。



第2章 児童虐待相談の対応について

児童虐待相談対応の流れ



1 通告受理（インターク）

(1) どこからどのような形で通告がなされるのか

虐待相談は、文書、口頭、電話、市のホームページ等、その方法にかかわらず、虐待の疑いのある子どもについての相談（情報提供を含む）があった場合は、原則すべて「通告」として受理します。これらの通告は直接市民からなされるものと、保育所（園）、幼稚園、学校、警察、病院などの関係機関からなされるものがありますが、対応の手順は同じです。また、いわゆる「泣き声通報」の場合など、児童相談所から市に通告送致や調査依頼が行われることもあります。

(2) 通告聞き取りの際の留意点

通告を受理した場合、受理した職員は「児童虐待通告受理票」（様式3）を作成します。電話や直接の面談の場合に聞き取る内容は、「児童虐待通告受理票」に記載されている事項について聞き取ります。

最初は、通告そのものに謝意を伝え、続けて「どんなことがありましたか」「何か気になることがありましたか」と通告者が何でも話せるように問いかけます。また、話の中で、事実関係が明確にならない場合、「それはいつのことですか」「今も続いていますか」「その発言は誰がしたのですか」「本人はどう言っていましたか」などと具体的に聞き取ります。特に通告時点での緊急性（怪我の有無など）や児童の所在は忘れずに把握します。

通告者が主観的な判断で語っている場合は、「そう思ったのはどんなことがあったからですか」「それはあなたがそう思ったのですか。それとも本人が言ったのですか」などと根拠となる事実を確認します。また、通告者が感情的に混乱している場合は、「驚かれたでしょうね」「戸惑われたのもよくわかります」「無理せずお話になれることからお伝えください」などと、気持ちに添った言葉掛けをします。

話を続けることにためらいがある場合は、匿名性が確保されることを伝えるほか、「お話しただくうえで、何か気になることはありますか」などと、通告者の疑問や不安を明確にしてそれを解消するよう心掛けます。

児童の氏名、住所、年齢などが不明の場合は、家の表札やアパート名と階室、自宅近くの商店、子どもがランドセルを背負う姿を見かけるかなど、目安になるものを確認します。

(3) 子ども本人からの相談の場合の留意点

子ども本人からの相談がなされた場合は、特別な配慮が必要です。まさかと思うような内容でも、しっかりと子どもの話に耳を傾けてください。子どもに話をしたことを後悔させないよう、落ち着いて対応します。

まずは、年齢を確認し、年齢に応じた言葉遣いを心掛け、話しやすい雰囲気にすることが大切です。子どもが話してくれた勇気を評価し「良く伝えてくれたね。一緒にどうしたらいいか考えたいので、もう少しお話してくれるかな」「お話してくれてありがとう。もう少しどんなことがあったかわかると、あなたを助ける方法が考えやすくなるので、こちらが聞くことを教えてくれるかな」と子どもが話す気持ちになるような言葉掛けをします。そして、子どもが用いた言葉を大切にして「そうか、嫌なことされたんだね」などと、まずは嫌だと感じた気持ちを十分受け止めます。そのうえで、「その嫌なことってどんなことかな」などと、子どもの安心と安全を守るために必要な範囲で、無理のないように事実関係を確認していきます。

子どもが保護を求めている際は、児童相談所への通告送致を念頭に、子どもの所在の確認を行い、早急に、直接会って面接をする段取りをつけます。

2 予備調査（情報収集）の方法

児童虐待通告受理後、児童や家族の状況について、関係各課や関係機関などから情報収集を行います。こうした情報を集めることで、虐待のリスクの判断や当面の対応の判断がしやすくなります。例えば、

※庁内関係各課が把握している情報

【住民情報システム】

- 児童及び家族の氏名、年齢、住所、転居歴など
- 世帯の課税状況

【健康福祉センター（地域保健課、健康管理課）】

- 乳幼児健診、予防接種の受診状況、赤ちゃん訪問等過去の世帯の関わりなど

【教育委員会、学校】

- 学校の在籍、学校における児童・保護者の情報、滞納等に関する情報など

【障害者支援課】

- 児童及び家族の障害の有無、程度、利用しているサービスなど

【生活支援課】

- 生活保護受給の有無、世帯の情報など

【保育幼稚園課】

- 保育所（園）・幼稚園在籍児童の把握、児童・保護者の情報、滞納等に関する情報など

【こども支援課】

- 児童手当、児童扶養手当の受給状況
- 子ども医療費等の利用状況

※その他からの情報

- 民生委員・児童委員、主任児童委員～世帯の生活状況、近所付き合いの情報
- 医療機関～受診状況の情報
- 児童相談所～児童相談所での取り扱いの有無に関する情報

3 当面の方針の決定

(1) 緊急受理会議について

虐待通告を聴取した後は、直ちに、複数の職員により受理会議を開催します。聴取した職員の主観で「虐待ではない」「見守りで十分である」「通告した機関で対応すべき」「緊急性はなさそうだ」などと判断して通告を放置することがないようにします。

受理会議で判断すべき点について、ポイントは2つあります。

1つ目は、子どもの安全確認について方法を検討することです。いつ、どこで、だれが、どんな体制で、どのような目的で、どのように行うか決定します。

2つ目は、児童相談所への通告送致の必要性について判断します。「子どもの虐待評価手

チェックリスト」(資料 1) や「一時保護に向けてのフローチャート」(資料 2) を使用し、リスク評価を行います。緊急度が明らかな場合は、所沢児童相談所に通告送致を行います。例えば、子どもの受傷の程度が酷い場合、乳幼児期で身体的虐待が繰り返されている場合、極端な栄養障害や慢性の脱水傾向がある場合、怪我の放置など保護者が子どもに必要な医療措置をとらない場合、性的虐待が強く疑われる場合、子どもと連絡がつかず居所が確認できない場合などは、早急に子どもの安全確認を図ることが必要となりうる事態と認められます。このような場合では、受理会議にて緊急性の有無を判断し、直ちに児童相談所に通告送致(「要保護児童等送致書」(様式 9))を行います。緊急の場合は、文書によらず電話で通告を行います。

なお、明らかに虐待がないと判断した場合は、調査を終了します。

(2) 児童の特定ができない場合

住所地に児童がいない等児童の特定ができない場合は、調査不能として処理します。なお記録は他の児童虐待相談と同様に保存しておきます。

状況に応じて、主任児童委員や民生・児童委員、警察などの機関に留意するよう伝えることも有効です。

4 安全確認調査

安全確認調査は、通告受理後 48 時間以内に児童の直接の目視により行います。調査内容については「児童虐待確認調査票」(様式 6) に記載されている項目に沿って、調査を行います。

安全確認の目的は、子どもの状態を確認することと、面接等から親の子どもへの関わりについて判断し、子どもの当面の安全を推測し、児童相談所へ通告送致の必要性の有無について確認することですが、家庭訪問時に継続調査または当面の支援が必要と見られる場合は、次回の面接予定を相談し、世帯に繋がりを持つことが大切です。

《子どもが家にいて、家庭内で安全確認する場合》

(1) 家庭訪問し安全確認を行う前に決めておくこと

- 訪問者については、複数対応が基本で、男女のペアが望ましいです。
- 身分を証明できるもの、名札の着用、名刺、訪問連絡票、筆記用具、携帯電話等を準備します。
- 地図にて訪問する家への行き方、どこに駐車するかを決めます。
- 訪問する時間を決定します。親子がそろっている時間帯に出向くようにします。
- 緊急性や要保護性が高い場合は、児童相談所と一緒に調査を行います。

(2)家庭訪問しても不在だった場合

家庭訪問しても応答がないなどの理由で、児相の確認ができない場合は、以下のような対応を行います。

- こども支援課に連絡するよう、「訪問ご不在票」（様式 7）を置いてきます。
- 早朝、夜など時間帯を変えて、繰り返し訪問します。
- 洗濯物や郵便物の様子、電気メーターのまわり方などを確認します。
- 民生委員・児童委員や主任児童委員に周辺調査を依頼します。
- 緊急性や要保護性が高い場合は、児童相談所と一緒に調査を行います。
- 関係各課や関係機関で情報を共有し、対応策を検討します。
- プライバシーに配慮しながら、親族や近隣知人、集合住宅の管理人などから情報を収集します。

こうした対応を持っても安全確認ができない場合は、児童相談所と対応を協議します。また必要に応じて、児童虐待防止法第 8 条第 1 項第 2 号に基づき、所沢児童相談所長に対し通知します。

(3)家庭訪問の際、最初の話しかけをどうするか

人は、最初にあった時の印象が後々まで残るものです。出会った最初のやりとりが大切です。虐待を疑って尋問する姿勢ではなく、心配して訪問したというような対応を心掛けます。

【対応例】

「こんにちは。入間市こども支援課の〇〇です。突然お伺いしてすみません。」
→「実は、お子さんの泣き声やお母さんの大きな声が聞こえ、心配だという連絡がありました。お心あたりのことはありますか？」→「子育てに困っていることはありませんか？」→「子どもさんと会わせていただけますか？」

(4)訪問した根拠を説明する際の話し方

保護者から「余計なお節介です。お引き取り下さい。」などという対応があった際は、さらに踏み込んで話をしなくてはなりません。通告があった際は家庭訪問することが責務になっていることを示して、了解を求める必要があります。

【対応例】

「今、マスコミでも話題になっているように、子どもへの虐待が問題になっていまして、私たちは、子どもに関するご相談をいただくとご自宅にお伺いしてお子さんの様子を確認しなければならないのです。子どもが泣いていることはよくあることですが、万が一の場合がありますので、こうしてお邪魔しています。」

(5) 家庭訪問の際に確認すること

家庭訪問の際に観察して確認するポイントは次の3つです。

- 家の様子を確認します。家、アパートの前に来たら、屋外から外観を観察します（表札の有無、ゴミの散乱、散らかり具合、車や家財の置き具合など）。玄関に入ったら、そこから見える家の中の様子を観察します（ゴミなど衛生面ではどうか、家具、生活用具、子どもの遊具、台所は、酒瓶は、生活感はあるかなど）。
- 親の態度を確認します（理解を示す、びっくりする、怒る、無反応、攻撃的になる、悲しむ、渋々承諾する、泣き出す、嫌味を言う、話が通じない）。あわせて、夫婦間の様子、親の子どもへの態度も確認します（父母のどちらが話をしているか、相槌をしているか、夫婦仲は良さそうかどうか、子どもに対しての話しかけ方はどうか「お前がギャーギャー泣くからこんなことになったんだ」「ちょっと来て、ご挨拶して」など）。
- 子どもの様子を確認します（全体の雰囲気、清潔か汚れているか、あざ・傷はあるか、行動の様子で気になることはないか、知らない人に警戒して親にしがみつく、どたばた騒ぎまくる など）。

(6) 通告が誤認と判明した際の対応

心配していたことが、保護者から事情を聞いたり本児と会ったことで解消し、安心した旨を伝えて、訪問にに応じてくれたことに謝意を伝えます。

【対応例】

「本当に安心しました。突然訪問して、驚かせてしまってすいません。子育てをしていると迷ったり困ったりはつきものです。子育ての情報が欲しい時やご相談がある時は連絡してください。子育てに関するパンフレットを持参したのでよろしければ見てください（名刺や「家庭児童相談室のごあんない」などを渡す）。」

(7) 保護者が虐待の事実を認めた際の対応

家庭訪問の際に、保護者が虐待の事実を自ら話したり、認めたりした時に留意するポイントは次の3点です。

- 子育ての大変さをねぎらいます（例えば、「反抗期で大変ですね」「癪の強いお子さんのようですね」「下の子が生まれると焼きもちやいてしまうものね」「お母さん一人で頑張っていたのですね。お疲れじゃないですか？」「お父さんは協力してもらえそうですか？」など）。
- 当面の支援方法を提案します（例えば、「また、お伺いしてもよろしいですか」「お母さんのストレス発散のためにも時々お話ししたいのですが」「子育て支援センターに来てみませんか」「子どもさんの様子を見てもらうことが必要みたいですね。今度、保健師と一緒に訪問させていただいてよろしいですか」など）。
- 次の面接日、時間などの約束をする（初回の訪問調査は多くのものを求めず、子どもの安全確認ができた時点で第一段階クリアとみます。次回の訪問や来庁など、繋がりをつくることで訪問目的は概ね達成です）。

(8) 親権やしつけを主張する親への対応

答えにくい質問で挑戦してくる親もみられます。しかし、児童虐待は子どもからみて安全かどうかで判断されるべきであり、それがしつけか否かという親の主観によって暴力などの行為が正当化されるものではありません。面接では、親は「私は～」と自分の立場を主張することが多いので、それを「子どもさんからすると～」というように、子どもを主語に置き換えて問いかけると、一方的なもの言いの勢いを押さえるのに役立ちます。

議論をして、虐待事実を認めさせようとするのは無意味です。逆に、親を追いつめてしまうことにもなります。虐待をする親の多くは、子どもを人一倍可愛がっている気持ちを有しているのに上手に子育てすることができないという親たちです。親が養育への考え方を変えていくきっかけになるような問いかけをすることが大切です。

【対応例】

(保護者)「悪いことをしないようにしつけをするのは親のつとめじゃないですか。うちの子どもは言ってもわからないから私は殴るのです。普通に叱って親の言うことを聞くくらいなら殴ったりしませんよ。だいたい、私だって悪いことをしたら平気で親に殴られていましたよ。昔の親なんてみんなそうだったでしょ。自分の考えを改める気持ちは全くありません。今度、同じことをしたら、私はまた殴りますよ。別にあざとか怪我とかさせている訳じゃないし、私だって手加減しますよ。」

(相談員)「確かにしつけは大切ですよね。でも、〇〇ちゃんは叩かれてどう感じるでしょうか。〇〇ちゃんにとって叩かれて育てられることは、マイナスになることが多いと思うのです。それに、万が一だ怪我になったらそれこそ大変です。私たちは叩かないでもしつけができる方法があると思うのです。」

(保護者)「あるわけねーだろ、だったら今、言ってみろよ！」

(相談員)「わかりました。〇〇ちゃんとお父さんのために、見つけるようにいたします。そのためには、間違っただけとは言えないので、これまでのことや〇〇ちゃんのことについて、もっと詳しく教えてくれませんか。これから、お時間とってもらえませんか？」

(9) 親が安全確認を拒否している場合の対応

家庭訪問の際に、保護者が安全確認を拒否する場合があります。その際は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。再度、保護者を説得し、どうしても子どもに会わせることを拒むときには、保護者に対し、児童相談所に知らせることを告知することになります。また職員への脅迫等がある場合は、警察にも相談します。

【対応例】

「お怒りはわかりますが、これは法律に基づいた調査でご協力をいただかないといけません。」→「私たちにお話いただけないと、児童相談所に連絡を取らなくてはなりません。」→「なんとか、ご協力いただけないでしょうか？」→「(それでもダメな時は)残念です。それでは、児童相談所に対応してもらうことになるので、ご承知置き下さい。」

※埼玉県児童虐待重大事例検証委員会の提言事項

- 市町村が会う努力をしたにも係わらず、市町村だけで児童を現認できない状況が続く場合には、児童相談所と協議をすること。この協議に基づき、必要に応じて児童相談所も取扱いを開始し、立入調査権などの法的権限の積極的行使を視野に入れて児童の安全確認を速やかに行うこと。

(10) 子どもにあざ、傷、火傷の跡などが見られた場合の対応

子どもに会った際に、子どもに外傷が見られる場合があります。その際に必要なことは事実確認です。いつ、どこで、どのようにしてできたものなのか直接保護者に確認します。治療、手当が必要な状態であれば、すぐさま病院受診に繋がります。

保護者に事実確認をした際に、子どもの外傷について正当な理由が見当たらない時は、児童相談所への通告送致を念頭に対応することが必要になります。あざ、傷の原因究明が必要な旨伝え、児童相談所に連絡することを保護者に伝えます。

(11) きょうだいがいる場合

対象の児童にきょうだいが居る場合は、そのきょうだいについても調査、安全確認を実施します。きょうだいも虐待を受けていることが確認された場合は、対象児童同様の対応を行います。

《子どもが学校や保育所(園)、幼稚園におり、その施設内で安全確認ができる場合》

- ①子どもの学校や保育所(園)、幼稚園に連絡を取り、登校、登所していることを確認します。
- ②学校や保育所(園)、幼稚園に、下校、帰所時の時間等を聞き、帰宅前に安全確認をさせてもらえるように依頼します。時には下校させずに待たせてもらうよう依頼します。
- ③通告が学校や保育所(園)、幼稚園からあった場合は、経緯やこれまでの子どもの様子について聞きます。
- ④通告が学校や保育所(園)、幼稚園以外からあった場合は、その内容を報告します
(入間市要保護児童対策地域協議会の構成機関であれば守秘義務が課せられているので可能となります)。
- ⑤学校、保育所(園)、幼稚園であざ、傷が確認された場合は、可能であれば写真を撮り、記録に残します。写真は、皮膚の状態がわかるように撮ります。全身とあざ、傷のアップの写真。大きさがわかるように定規をあてるとよりわかりやすくなります。
- ⑥記録の仕方は、あざ、傷等に気づいた日時の記録が大事です。月曜の朝、登校してすぐ気付いたのか、下校間に気付いたのかでは、怪我が家庭内のものか校内のものか論争になります。子どもに「これはどうしたの?」と問いかけてみます。必ずしも本当のことを言うとは限りませんが記録します。
- ⑦あざ、傷等状態が悪い時は、児童相談所に通告することを念頭に対応することになります。この場合、早急に受理会議を開催することが必要になります。

5 処遇の検討（アセスメント）と支援方針（プランニング）

（1）処遇の検討（アセスメント）

子どもの安全確認後、速やかに複数の職員による処遇の検討を行います。児童虐待に適切に対応し支援していくためには、その家庭のリスク要因を的確に評価することが必要です。安全確認で得た状況等を報告し、子どもの安全についての緊急度合い、介入の必要性等をアセスメントし、児童相談所に通告送致が必要かどうか検討します。その際は、「虐待に至るおそれのある要因・虐待のリスクとして留意すべき点」などを参考にリスク要因を検討し、評価を行います。

支援方針を決める場合には、「児童虐待リスクアセスメント・チェックシート」（資料3）を作成し、リスク評価を行い、当面の支援を決定します。

要支援とした場合は、家庭訪問、来課相談による面接を実施し、成育歴の聞き取りやジェノグラム作成も行います。また、学校、保育所（園）、幼稚園、病院等子どもを取り巻く関係機関から詳細な情報を得ます。こうした継続的な調査を行い、世帯へのアセスメントを確かなものにしていきます。

※埼玉県児童虐待重大事例検証委員会の提言事項

- リスクアセスメントの実施
ケースに環境の変化等があったような場合には、その都度児童相談所及び市町村はリスクアセスメントを行うこと。
- リスクアセスメントシートの活用
「リスクアセスメントシート」の積極的な活用を行い、時系列的な視点で適切なリスク評価を行うこと。
- ネグレクトの危険度を把握するため、丁寧にリスクアセスメントを行うこと。
- リスクの再評価

家族構成が変化した場合や、児童が保護者を取り巻く生活環境が変化した場合には、リスクについて再評価すること。その結果、例えば受容的ケースワークが困難な場合には速やかに介入的ケースワークに切り替えるなど、対応を再検討すること。

（2）支援方針の策定（プランニング）

虐待相談の場合、相談を受理することとは保護者を虐待者と認定することではなく、親子支援を引き受けることです。市において、虐待相談を受け、安全確認のうえ受理会議にて支援が必要と判断された場合は、早々に支援目標を設定し、支援の具体的方法と役割分担を検討していく必要があります。そこで、実際に支援計画を作成するための方法として、入間市要保護児童対策地域協議会において「個別ケース検討会議」を行うことが最も有効な方法の一つになります。

ここでは、入間市要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議の具体的な進め方について概説します。

《個別ケース検討会議を開催するまでの準備》

安全確認など初期対応時の調査結果を踏まえ、ケースの情報整理を行い、会議のためのシジュメ、資料を作成します。関係機関と協議や打ち合わせを行い、場合によってはケースと関係が深い機関に簡単な報告資料の作成を依頼したり、アセスメントシートを準備します。その後、召集メンバーを決定し、日程調整を行います。

《個別ケース検討会議の開催》

個別ケース検討会議の進行は、①導入、②情報の共有、③課題の明確化、④対応と役割分担、⑤今後の支援の確認 の5段階に分けられます。

① 導入

進行役が会議の意義と目的を説明します。あわせて守秘義務の確認と会議の時間配分を示します。

②情報の共有

これまでの経過を簡潔に報告します。通告受理から会議開催までに得られた情報の説明を行います。また、これまで世帯に関わってきた関係機関があれば補足情報を求めます。関係機関が苦勞している場合も多いので、ねぎらう配慮も必要です。

その後、ケース理解を深めるため、会議参加者からの情報、意見や質問を受けます。その際、出される情報及びその質を確認します。「～らしい」といった伝聞的なことや、「～と思う」という主観的な表現がみられる場合は、根拠を明らかにします。また、「過去に何度か体にあざをつくっていたこともある」という情報があったとしても、月日の特定、回数、体のどこの部位なのか、あざの程度、手当ての状況、子どもの様子、保護者の態度など、具体的な事実を確認していくことが大切です。

② 課題の明確化

次に、そこまで出された情報を整理し、ケースの問題点を集約して、課題を明確にします。アセスメントシートを活用したり、ホワイトボードに親と子それぞれに「気になる点」（例えば、（子ども）朝ご飯を食べてこない、虫歯、不衛生、（母親）うつ病、経済的問題、地域で孤立的、子どもへの暴言）を書き出すなどしてリスク要因を抽出します。

③ 対応と役割分担

課題を整理し、具体的な対応を検討して、担当する機関を決定していきます。リスクを軽減していくためにはどういったことが必要か、最も実現できそうなことは何か、優先順序は何か、短期課題、長期課題は何かということについて話し合います。留意するポイントとしては、具体的な支援を決める際に、実現可能な対応に焦点を絞ることと、どの機関の誰が主体的に関わっていくのかを、すべての関係機関が認識できるようにします。

⑤今後の支援の確認

どの機関がどういった役割をするのか確認します。ケースに何か変化があった場合は、ケースの進行管理を担う調整機関（こども支援課）に情報を報告することや、緊急時の対応方法を確認します。最後に、次回の会議開催日の目安を決め、守秘義務について再確認し、参加者をねぎらいます。

会議の結果については、児童虐待ケース会議記録票（様式8）およびケース進行管理台帳（様式5）に記録します。

※埼玉県児童虐待重大事例検証委員会の提言事項

- 市町村の要保護児童対策地域協議会の対象となっているようなリスクの高い児童については、一時保護などを解除する場合には、解除後に誰が何をするのかという具体的な見守りや何かあった場合の具体的な対応の役割分担を、関係機関が一堂に会した会議を開催し、事前に確認しておくこと。

6 在宅支援

(1) 担当者による訪問、支援

担当者を決め、家庭訪問や面談を定期的に行い、児童や家族の状況を把握します。家庭訪問の際には、「家庭訪問時のチェックポイント」（資料4）を活用し、重要な情報の見落としを防いだり、家族の状況変化を把握するようにします。

※埼玉県児童虐待重大事例検証委員会の提言事項

- 家庭訪問時には、可能な限り室内も視認し、生活状況を把握すること。
- 家庭訪問には、ケースワーカーだけでなく必要に応じて保健医療関係者（医師、保健師、看護師、精神保健福祉士など）も同行するなど、保健医療の専門的な見地から協力する体制をとること。

(2) 事業の活用

入間市では、様々な子育て支援の事業を行っています。こうした事業を活用し、児童や家庭を支援していくことが重要です。（第3章の1「入間市の子育て支援策」参照）

7 進行管理（モニタリング）

(1) 定期的な状況確認

児童虐待事案は、離婚や再婚をはじめとした家族構成員の変化等の状況変化が生じることで、急激に悪化する場合があります。このため、進行管理を適切に行い、定期的に状況確認することが重要です。

また、ケースの進行管理は、要保護児童対策地域協議会調整機関（こども支援課）の役割であり、支援を行っているケースの総合的な把握を担います。進行管理は、要保護児童対策地域協議会と連携しながら行います。

(2) 支援方針の見直し

(1) のとおり、児童虐待事案はリスクが高く常に変動します。このため、必要な時には再度「子ども虐待評価チェックリスト」（資料1）や「児童虐待リスクアセスメント・チェックシート」（資料2）を活用し、実務者会議や個別ケース検討会議を開催して支援方針を見直します。

リスクの再評価や個別ケース検討会議の開催が必要になるのは次のような場合です。

- 児童や家族の状況に変化が生じた時
- 児童に会えない時
- 支援に拒否的であるなど支援方針の再検討を行う時
- 終結する時

(3) 見守り

在宅支援において「見守り」を行う場合、個別ケース検討会議で具体的な見守り内容を決め、見守り機関と共有することが大切です。

8 終結（クロージング）

支援は目標達成とともに終結します。終結の意識を持って支援を進めることで保護者の自立意識を高めることになり、支援活動の適正化にもつながります。終結は全ての関係の打ち切りではなく、一つの区切りであり、新たな要支援状況が生まれれば、別途支援を始めることとなります。

(1) 終結の判断

「子ども虐待評価チェックリスト」（資料1）や「児童虐待リスクアセスメント・チェックシート」（資料2）を活用し、リスク評価を行ったうえで、入間市要保護児童対策地域協議会 実務者会議や個別ケース検討会議にて決定します。会議の後に、児童虐待ケース会議記録票（様式8）およびケース進行管理台帳（様式5）に記載します。

終結の主な目安や留意点は以下のとおりです。

- 虐待が起きる直接の原因となっている問題が解決している。
例）加害親が完全に分離されていて、非加害親が確実に子どもを守れる状況がある。
生活保護の受給開始により、経済的困窮を原因とするネグレクト状況が改善された。
 - 一定期間、虐待の再発が見られず、学校や保育所（園）、幼稚園などで常に確認ができており、状況が悪化した場合はすぐに関係者によって対応を協議できる体制が整えられている。
- ※ 集団に参加していない乳幼児の場合は、児童の所属集団ができるまでは安易に終結しないよう留意する。

(2) 世帯の転居にともなう引継ぎと終結

支援を行っている途中で、世帯が他市町村に転出した際は、転出先の市町村で引き続きケースの支援を行うことが必要になります。転出後に支援の空白期間が生じると、虐待が再発して重大な事態を招くおそれが出てくるので、速やかに転出先の市町村に「児童・保護者等の転居に伴う相談ケースの情報提供について」（様式 10）を活用し、情報提供を送付します。また、近隣の市町村の場合は、家庭訪問に同行したり、個別ケース検討会議の開催により引き継ぎを行い、終結とします。

※埼玉県児童虐待重大事例検証委員会の提言事項

- 転居時の引継ぎの際は合同の個別ケース検討会議を開くよう、可能な限り努めること
- 転居時の引継ぎの際は転出元と転出先の引継ぎ窓口を一本化すること

(3) 休日夜間の対応

虐待は、24 時間 365 日、夜間や休日に関係なく起こりうるものです。市に通告があった場合、当直や警備員等が受け、すぐに担当者に連絡するなどの通報連絡体制を整えておくことが必要です。担当内の緊急連絡網で連絡を受けた職員は、所属長と協議の上、対応を検討します。

なお、緊急度や要保護性が高い場合（※）は、「狭山警察署（生活安全課） TEL：2953-0110」あるいは、「児童相談所全国共通ダイヤル TEL：189（いちはやく）」「休日夜間児童虐待通報ダイヤル TEL：048-779-1154」に通報してもらうよう伝えます。

※子どもが身体的暴力や養育放棄等の虐待を受け、生命が危ぶまれるような状態。

例えば、家の中から子どもの悲鳴や異様な泣き声が聞こえた時や、寒い夜にベランダや外に放置されていた時など。

※子どもの遺棄・置き去りを発見した時。

例えば、家の中で子どもだけが残されていた時や、道路などで幼児が一人である時など。



第3章 児童虐待の予防について

1 入間市の子育て支援施策

児童虐待の背景には、夫婦間の問題や生活苦など複数の問題が複雑に絡み合っている場合が多く、対応や支援にあたっては、複数の部署や機関が役割分担をしながら行うことが大切です。

「虐待は不適切な子育て状況にある」との認識で、親の養育不安、不適切な子育て環境の改善のため積極的に関係機関との連携や保健、福祉、教育等の各種サービスを活用することが求められています。

入間市における主な子育て支援施策は以下のとおりです。

① 利用者支援事業

児童又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

② 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた児童について、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所（園）や認定こども園等において保育を実施します。

③ 放課後児童健全育成事業

保護者が就労や病人の看護等により昼間家庭にいない小学校（1～6年生）児童の心身の健全な育成を図るため、学童保育室において子どもたち同士で過ごし、「放課後児童支援員」が家庭的な雰囲気の中で子どもたちの保育にあたります。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設（日高市 同仁学院（あいの実））に入所させ、必要な保護を行います

⑤ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点施設において、子育て親子が身近な場所で気軽に集まり、親子同士の交流や、育児不安についての相談、子育てに関する情報提供、子育て講座等のイベントを実施します。

⑥ 一時預かり（幼稚園における在園児を対象にした一時預かり（預かり保育））

幼稚園において、通常の教育時間の前後や長期休業中に、希望する児童に向けて実施される預かり保育事業です。

⑦ 一時預かり（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外）

幼稚園の在園児以外に実施される預かり保育で、保育所（園）やファミリー・サポート・センターなどにおける預かり保育事業です。

⑧ 病児病後児

病児・病後児について、保育所（園）や病院等に付設された専用スペースなどで一時的に保育します。

⑨ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の一時預かり等の援助を受けることを希望する者と、その援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

⑩ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

⑫ 産前・産後ケア事業

出産前後の体調不良などの理由により支援が必要な方を対象に、「産前・産後ヘルパー派遣事業」「訪問型産前・産後ケア事業」「宿泊型産後ケア事業」を実施します。

⑬ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、適切な養育の実施の確保を図ります。乳幼児とその保護者の相互交流の場を開設し、相談、情報の提供、助言その他の援助により子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進します。

⑭ 元気キッズ（健康福祉センターの発達支援事業・独自事業）

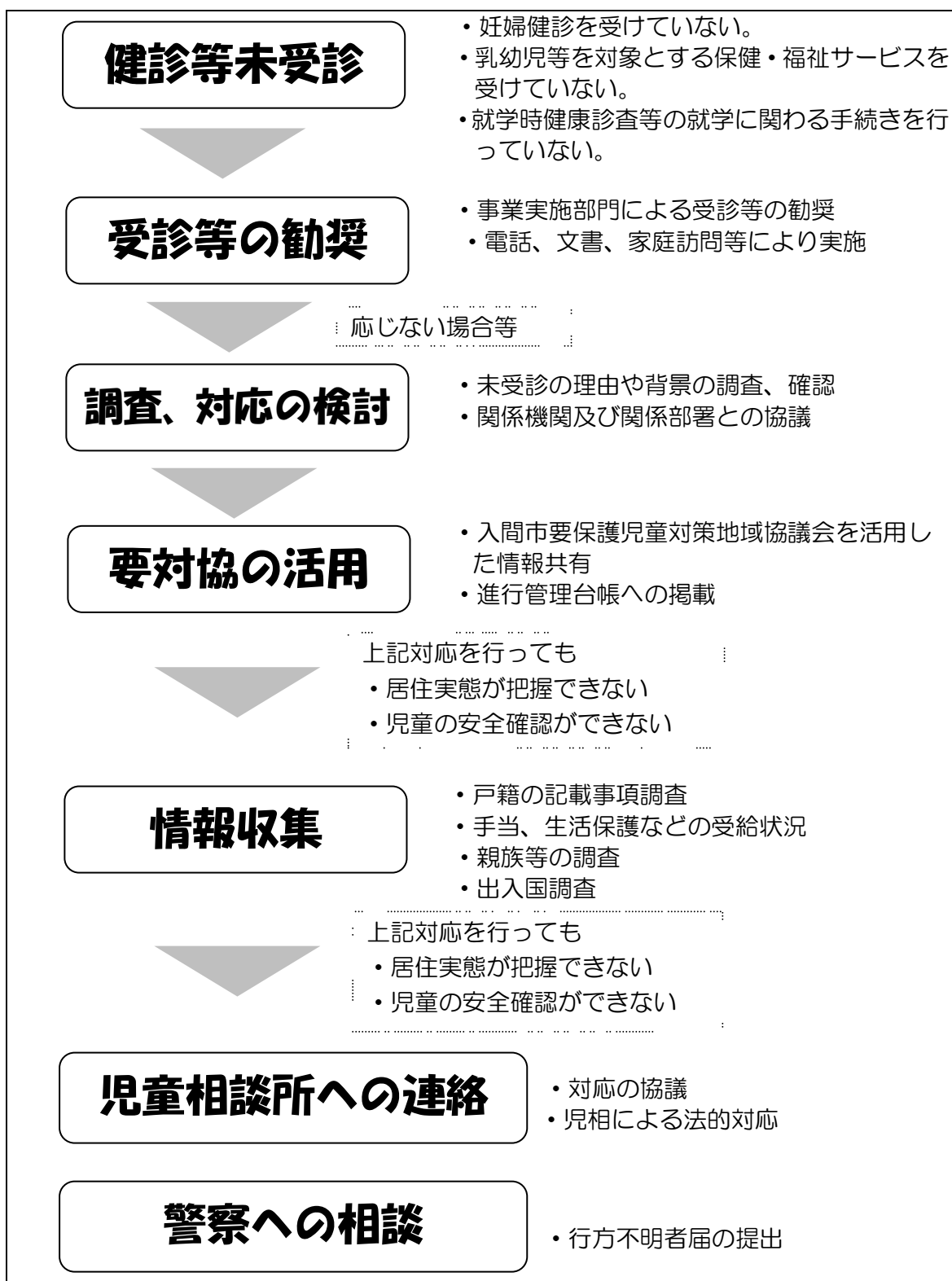
心身の発達が気になりな児童や障害のある児童に対し、運動や遊びを通してそれぞれの児の特性に合わせ、一人ひとりの児の気持ちに添いながら、発達を促すための活動や親子の関係づくりを基本とし、保護者の子育ての悩みや不安を軽減するため、専門家による相談や保護者同士の交流の機会を設ける事業です。

⑮ 茶おちゃお（子ども未来室事業の通級指導教室・独自事業）

小学校未就学児で、発達あるいは言葉の遅れが気になる児童（主に4～5歳児）を対象に、月1～2回程度、個別のニーズに応じてグループ活動または個別活動を行います。



2 養育支援を特に必要とする家庭の把握と支援



(1) 養育支援を特に必要とする家庭の把握と情報収集

要保護児童だけでなく、養育支援を特に必要とする家庭（要支援児童、特定妊婦のいる家庭）の把握と支援については、当該家庭においては虐待リスクが高いことや居住実態が把握できない家庭の中に重篤な児童虐待事例が存在することから、要支援児童等の把握と情報収集が重要になります。

要支援児童や特定妊婦を把握した場合は、個別ケース検討会議を開催し、早期から支援を図ることが重要です。

※要保護児童、要支援児童及び特定妊婦の定義（児童福祉法）

○ 要保護児童

保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

○ 要支援児童

保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童（要保護児童を除く。）

○ 特定妊婦

出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

※養育支援を特に必要とする家庭に関する通知

○ 平成 23 年 7 月 27 日、雇児発 0727 第 1 号「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」

○ 平成 23 年 7 月 27 日、雇児発 0727 第 4 号「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」

○ 平成 24 年 11 月 30 日、雇児発 1130 第 1 号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」

○ 平成 25 年 3 月 6 日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課発事務連絡「義務教育諸学校における居所不明の児童生徒の把握等のための対応について」

○ 平成 25 年 6 月 11 日、雇児発 0611 第 1 号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について」

○ 平成 26 年 9 月 19 日、雇児発 0725 第 1 号「「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第 9 次報告）」を踏まえた対応について」

(2) 居住実態が把握できない児童への対応

以下の児童については、各関係部署が把握した段階で、こども支援課（児童相談担当）に「居住実態が把握できない児童について」にて情報提供を行うよう、関係課と毎年度当初に申し合わせをおしておきます。

こども支援課（児童相談担当）は、情報提供を受けた児童と家族について、戸籍の記載事項、生活保護、児童手当、児童扶養手当等の受給状況などについての関係部署への調査や親族、近隣住民への調査などにより情報収集を行い、当該家庭の実態の把握に努めます。

また、対象家庭が海外へ出国した可能性がある場合は、児童福祉法第25条の3の規定に基づき、要保護児童対策地域協議会から東京入国管理局に対し「出入（帰）国記録等に係る照会について（依頼）」（様式12）を活用し、出入（帰）国記録等を照会します。

こうした対応を行っても居住実態が把握できない場合は、所沢児童相談所に連絡し、対応を協議します。

なお、情報提供のあった児童については、原則入間市要保護児童対策地域協議会のケースとして、扱いを開始します。

- ① 主に健康福祉センター（地域保健課）で居住実態が把握できない児童
 - 乳幼児を対象とする以下の
 - ・乳幼児健康診断
 - ・予防接種
 - ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
 - 保健・福祉サービスを受けていない児童のうち、
連絡・接触が図れない家庭（音信不通）に属する児童
- ②主に児童福祉部門（こども支援課）で居住実態が把握できない児童
 - こども支援部で扱っている以下の
 - ・保育事務
 - ・手当支給事務
 - ・家庭児童相談
 - 事務で把握している児童のうち、
連絡、接触が図れない家庭（音信不通）に属する児童
- ③主に教育委員会（学校教育課）で居住実態が把握できない児童
 - 就学時検診を受けなかった児童のうち、
連絡、接触が図れない家庭（音信不通）に属する児童
 - 学校基本調査等において、「居所不明児童」となった児童

（3）養育支援を特に必要とする家庭への支援

① 要支援児童の家庭に対する支援

要支援児童の家庭への支援としては、保護者の子育ての負担を軽減するため、定期・不定期の来訪による相談支援等を行うほか、必要に応じ、新生児訪問、養育支援訪問事業を始め、子育て支援の事業を活用して支援を行います。

また、要保護児童対策地域協議会の調整機関であるこども支援課（児童相談担当）は、要保護児童の家庭に対する支援の状況、行政サービスの提供状況等の情報について一元的、継続的に把握・記録し、要保護児童対策地域協議会における支援に活用します。

② 特定妊婦の家庭に対する支援

特定妊婦の家庭への支援としては、必要に応じ、妊婦訪問指導や養育支援訪問児童などにより、配偶者・パートナーやその他の家族も含め、出産後の準備、養育方法の指導等を行います。このためには、地域保健課と綿密な打ち合わせが必要です。

また、出産後の支援の方針・内容、関係機関の役割分担等について出産前から関係機関で協議し、速やかに支援を開始できるように準備しておくことが大切です。

さらに、必要に応じ、所沢児童相談所と連携して乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度についても妊婦等に情報提供し、関係機関と必要な対応をとるよう連携を図ります。

※（3）は平成24年11月30日、雇児発1130第1号「養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について」から抜粋、一部修正

第4章 関係機関との連携

1 関係機関との連携の大切さ

(1) 機関には固有の機能と限界がある

児童虐待を繰り返す家庭は、経済的な問題や就労問題、家庭関係のトラブルや病気等同時に多くの問題を抱えている場合があります。一方、援助を行う機関も、それぞれ固有の機能と限界を持っています。このため、一つの機関だけで対応してもうまくいかないことが多くあります。

例えば、民生委員・児童委員として親の相談にのっている中で、保育所の利用や生活保護の適用、保健師による訪問指導や医療、就労援助等が必要になってくることも多くあります。

(2) 児童虐待に関係の深い機関

機関名	役割
所沢児童相談所	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法第25条の要保護児童通告の受理及び相談援助機関 緊急時の一時保護や児童福祉施設への入所措置 家庭訪問やカウンセリングによる子どもや親に対する在宅指導等 保護者に対する指導、親子の再統合への促進 一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案についての市町村への送致 指導措置（通所・在宅）について市町村への委託
狭山警察署	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の一時保護及び児童相談所への通告 保護者に対する指導
狭山保健所	<ul style="list-style-type: none"> 健康相談（精神保健相談、子どもの心の健康相談等） 児童虐待の予防・防止、措置入院
入間市要保護児童対策地域協議会（こども支援課）	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議 代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議
児童福祉担当部署（こども支援課）	<ul style="list-style-type: none"> 虐待通告・相談の受理、相談援助活動 児童の安全確認（要保護、要支援、特定妊婦を含む） 専門的な対応が必要と判断されるケースの所沢児童相談所への送致 関係機関相互の連携や役割分担の調整 児童相談所からの送致受理 児童相談所からの委託を受けて、通所・在宅による指導措置を実施
子育て世代包括支援センター いるティーきっずとよおか、ふじさわ（こども支援課・地域保健課）	<p>妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供、関係機関との調整を行う。継続した支援により、リスクの早期発見・対応に繋げる</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時に、助産師・保健師がすべての妊婦の方と面接 産前・産後ケア事業により、子育ての不安を解消 訪問等により、発育測定や相談・情報提供を行う 保育施設や子育てサービスの情報提供、相談やアドバイスを行う
健康福祉センター（地域保健課、健康管理課）	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診、妊婦健診、乳幼児相談・妊婦相談、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん訪問、発達発育相談・教室 健康相談（からだ、こころ） 子どもの予防接種

機関名	役割
民生委員・児童委員 主任児童委員	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生活や環境の状態を把握し、必要な援助や指導を行う ・児童虐待の早期発見 ・市民からの虐待通告があった時、専門機関への速やかな通告 ・地域における継続的な見守りと支援
保育所（園）、 幼稚園、学校	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に子どもと接する中での虐待の早期発見、早期対応 ・地域関係機関ネットワークとの連携 ・子どもの精神的な健康の管理 ・家族に対する助言、指導
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・治療、診断の中で、児童虐待の早期発見と状況把握 ・生命の危険や重度虐待の場合等、在宅では安全が確保されない場合の入院による保護 ・傷害罪や暴行罪にあたる外傷を発見した場合の警察への通報 ・親や子どもへ精神面での治療的役割

① 児童相談所との関係

家庭児童相談への対応においては、市と児童相談所はもっとも密接な関係が求められます。そのために、児童相談所の機能を把握するのはもちろん、日頃からコミュニケーションに努め、相互の役割分担等について、十分に意思の疎通を図っておく必要があります。

② 警察との関係

市は、要保護児童の通告先となっていることから警察と日頃から情報共有や意見交換の機会を持ち、十分な連携を図る必要があります。特に、児童虐待や非行の防止を図る上で市の役割は重要になります。

③ 保健所・健康福祉センターとの関係

保健所や健康福祉センター等は、母子保健活動や医療機関との連携を通じて、子育て支援や養育支援が必要な家庭に対して積極的な支援を実施するなど虐待の発生防止に向けた取り組みを始め、虐待を受けた児童とその保護者に対しても家族全体を視野に入れた在宅支援を行っています。日頃から、保健所や健康福祉センター等と連携を密にし、乳幼児及びその保護者に関する情報を収集するとともに、その職員が持つ専門的知識や技術を有効活用して相談業務を行うことが必要です。

④ 民生委員・児童委員、主任児童委員との関係

日頃から地域の家庭や子どもに目配りしていただくと同時に、日常の相談活動の中で虐待の発見や見守りを依頼することも重要になります。

⑤ 学校（小・中・高等学校等）、教育委員会との関係

非行や虐待を受けている児童等要保護児童の通告が早期に図られ、適切な援助活動ができるよう、日頃から学校との連携を十分に図っておくことが必要です。学校から通告または相談を受けた場合は、市と学校それぞれの役割分担を明確にします。特に、学校から市への相談に繋げる場合は、あらかじめ学校が保護者や児童に同意を得られるよう十分に説明し、同意が得られるように市も協力をします。相談援助活動の中で学校を訪問する場合、原則として保護者や児童に訪問の趣旨を説明して同意を得、共通理解を図ることが大切です。また、学校教育課や教育研究センター等教育委員会との十分な連携も必要になります。

虐待ケースとして要対協の進行管理台帳に登録されている児童については、学校から定期的に出欠状況等の情報提供（「幼児児童生徒等に関する情報の提供について（依頼）」（様式 11））を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催する等により、状況把握や対応方針の検討を組織的に行うことが適当です。

⑥ 保育所（園）、幼稚園との関係

保育所（園）、幼稚園では、登園時や保育活動中などあらゆる機会に児童虐待の早期発見が可能であることから、日頃から保育所（園）、幼稚園との連携を密にし、要保護児童の通告が早期に図れるよう体制を整備しておく必要があります。

また、市は、保育所（園）、幼稚園に入所する児童を選考する場合には、「児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない」（虐待防止法第13条の2第1項）とされているため、保育所（園）、幼稚園にこの規定の趣旨を十分に説明するなど、保育所（園）、幼稚園の理解も得ながら適切に対応することが必要になります。また、虐待ケースとして要対協の進行管理台帳に登録されている児童については、保育所（園）、幼稚園から定期的に出欠状況等の情報提供（「幼児児童生徒等に関する情報の提供について（依頼）」（様式 11））を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催する等により、状況把握や対応方針の検討を組織的に行うことが適当です。

⑦ 医療機関との関係

地域の医療機関に対し、要保護児童を発見した場合の通告窓口を周知するなどして、児童虐待の問題を医療機関が発見した場合に、速やかに市や児童相談所に通告されるような体制を整備しておく必要があります。

2 児童福祉関係職員の研修等

児童虐待防止法第4条第2項では、地方公共団体は、児童福祉に職務上関係する職員が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとされています。

したがって、入間市においても、関係機関の資質向上を図る必要があります。研修を自ら実施するだけでなく、県（本庁、児童相談所）や子どもの虹情報研修センターなどの各機関で行っている研修に積極的に参加させるなど、資質向上を図ることが必要です。

また、虐待の発生予防に有用な親支援プログラムの積極的な実践も重要となります。

3 子どもを虐待から守る地域づくり

児童虐待防止法第4条第4項では、地方公共団体は児童虐待防止の広報・啓発活動に努めなければならないとされています。また、児童虐待が児童に及ぼす影響や児童虐待に係る通告義務等に加え、新たに児童の人権についても、広報・啓発活動に努めなければならないとされています。

このため、入間市においても、子育て家庭が困ったり悩んだりした時に相談できる機関を明確にして周知するとともに、児童虐待防止の広報・啓発活動に積極的に取り組み、広く市民への周知を図っていくことが必要です。

第5章 入間市要保護児童対策地域協議会

1 入間市要保護児童対策地域協議会の仕組み

平成19年3月23日、児童福祉法の改正に伴い、これまでの入間市児童虐待防止ネットワーク（平成13年4月1日設置）をさらに充実させるため、入間市要保護児童対策地域協議会を設置しました。

(1) 協議会の目的

要保護児童等（要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦）に関する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うことを目的としています。

(2) 協議会の体制

協議会の会議は、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議によって、組織されています。

①代表者会議

関係機関の代表者で構成し、要保護児童対策全般についての情報交換、施策の策定、機関連携のための役割分担等について協議します（各年度1回以上開催）。

【協議事項の例】

- a. 実務者会議等が円滑に運営されるための環境整備
- b. 要保護児童等の支援に関するシステム全体の検討
- c. 要対協の活動状況の報告と評価
- d. 児童相談に関する施策の検討、提言のとりまとめ

②実務者会議

実際に活動する実務者で構成し、要保護児童についての情報交換及び支援等について協議します（毎月1回開催）。

【協議事項の例】

- a. 全てのケースについて定期的な状況のフォロー、主担当機関の確認、援助方針の見直し等
- b. 定例的な情報交換や、個別ケース検討会議で課題となった点の更なる検討
- c. 要保護児童等の実態把握や、支援を行っているケースの総合的な把握
- d. 要保護児童対策を推進するための啓発活動
- e. 協議会の年間活動方針の策定、代表者会議への報告

③個別ケース検討会議

個別の要保護児童について、その児童に直接かわりを有している担当者及び今後かわりを有する可能性がある者で構成し、要保護児童の具体的な支援の内容について協議する（必要に応じて随時開催）。

- a. 関係機関が現に対応している虐待ケースについての危険度や緊急度の判断
- b. 要保護児童等の状況の把握や問題点の確認
- c. 援助方針の確立と役割分担の決定及びその認識の共有
- d. 支援の経過報告及びその評価、新たな情報の共有
- e. ケースの主担当機関とキーパーソン（主たる援助者）の決定
- f. 実際の援助、支援方法、支援スケジュール（支援計画）の検討
- g. 次回会議（評価及び検討）の確認

(3) 調整機関

改正児童福祉法では、協議会の運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関（要保護児童対策調整機関）を明確にすることとされており、入間市ではこども支援課を指定しています。

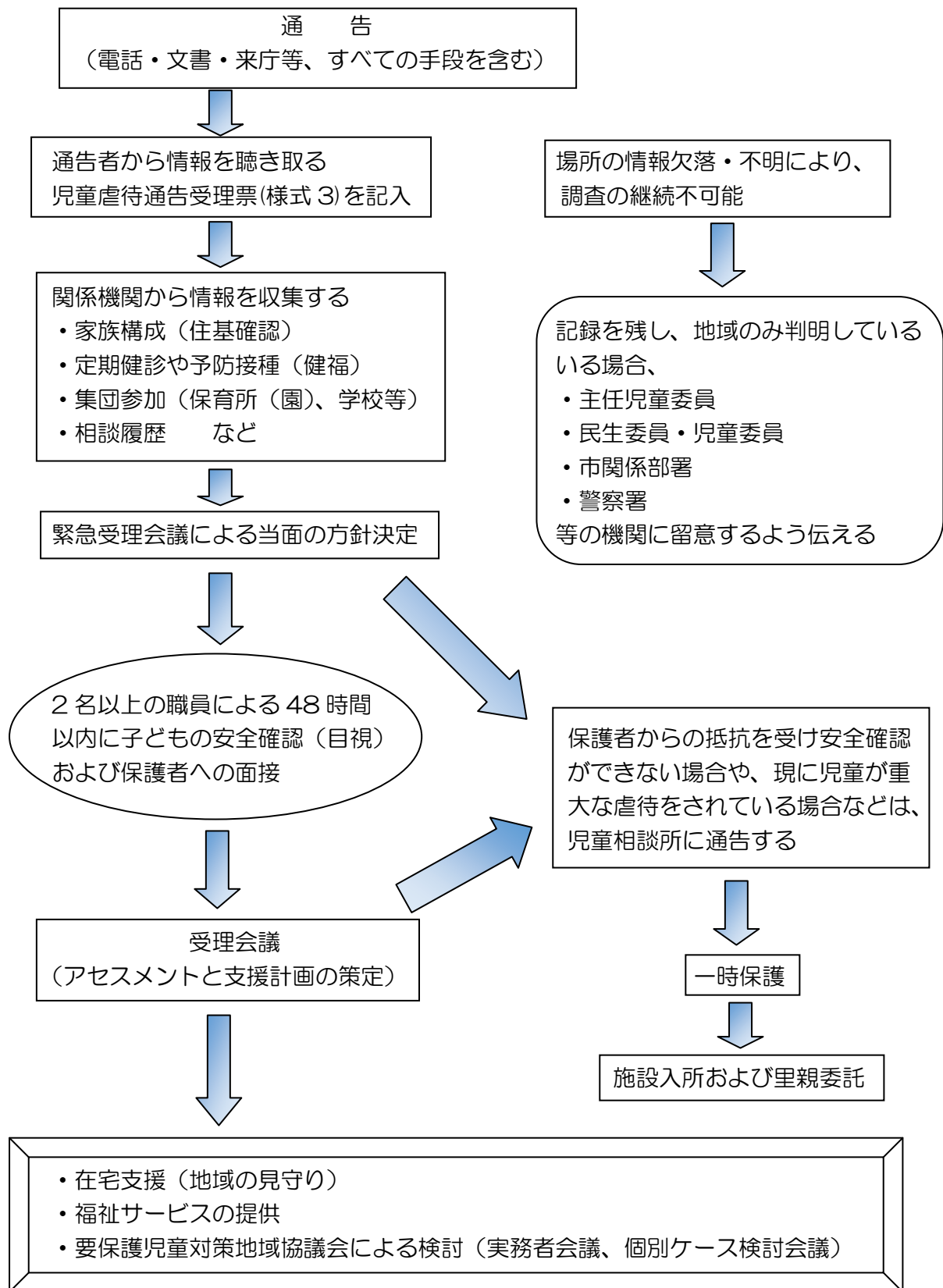
《参考》

入間市要保護児童対策地域協議会 構成機関一覧（順不同）

- 国又は地方公共団体の機関
 - ・埼玉県所沢児童相談所
 - ・埼玉県狭山保健所
 - ・埼玉県狭山警察署
 - ・埼玉西部消防組合入間消防署
 - ・市民生活部人権推進課
 - ・福祉部生活支援課
 - ・こども支援部こども支援課
 - ・こども支援部青少年課
 - ・こども支援部保育幼稚園課
 - ・福祉部障害者支援課
 - ・健康推進部地域保健課
 - ・教育委員会教育部学校教育課
- 医療機関
 - ・一般社団法人入間地区医師会
 - ・独立行政法人国立病院機構西埼玉中央病院
- 上記以外のもの
 - ・社会福祉法人入間市社会福祉協議会
 - ・入間市民生委員・児童委員協議会
 - ・入間市民間保育園園長会
 - ・入間市私立幼稚園連絡協議会
 - ・入間市校長会
 - ・所沢人権擁護委員協議会入間部会
 - ・駿河台大学
 - ・さいたま地方法務局所沢支局

《参考資料》

●児童虐待の早期発見から早期対応までのフローチャート



《参考資料》

虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

1. 保護者側のリスク要因

- 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- 子どもへの愛情形成が十分に行われていない。（妊娠中に早産等何等かの問題が発生したことで胎児への受容に影響がある。長期入院）
- マタニティーブルーズや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- 元来性格が攻撃的・衝動的
- 医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- 被虐待経験
- 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等） など

2. 子ども側のリスク要因

- 乳児期の子ども
- 未熟児
- 障害児
- 何らかの育てにくさを持っている子ども など

3. 養育環境のリスク要因

- 未婚を含む単身家庭
- 内縁者や同居人がいる家庭
- 子連れの再婚家庭
- 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
- 親族や地域社会から孤立した家庭
- 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
- 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
- 定期的な健康診査を受診しない など